

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷九十第

行發日一月十年三十正大

論叢

- 獨占の本質……………文學博士 高田 保馬
- 地租の不公平可能……………法學博士 神戶 正雄
- 道徳統計論概説……………法學博士 財部 靜治
- フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎
- 世界の貨幣交通……………法學士 作田 莊一

時論

- 營業稅廢止論を評す……………法學博士 小川郷太郎

說苑

- 機械と勞賃との相互關係……………經濟學士 山本 勝市
- に就てのマルクスの見解……………經濟學士 山本 勝市
- 丁抹の小農地設定事業……………法學博士 河田 嗣郎

雜錄

- 配偶の有無と死亡率……………經濟學士 岡崎 文規
- 爲替の安定か價格の安定か……………經濟學士 谷口 吉彦

道德統計論概説 (四)

財 部 靜 治

目 次

九、道德統計論の方法

九

今や道德統計論の方法を究めんとするに當り、先づ注意すべきは、曩に道德統計論の範圍を説ける所により推し得べきが如く、常に結果の利用方法に着眼するのみならず、その材料の收得及整理方法をも、相當に顧慮すべきことなり、先づ材料の收得につき考ふるに、道德統計の材料は複雑なるを以て、その手續上齊一の取扱ありとするを得ず、寧ろ此題目を究め盡すことは、之を各特別編の研究に委ぬるの要あり、されば茲には單に一般的注意を喚起しておくことに止めんか、就中特に注意すべきは、此範圍に於て概して視取の方法及技術につき、技業の研究に入ることありとするも、それは一次的道德統計論の際に限らるべきことなり、二次的道德統計論に關する叙説中、總括さるべき一切の材料につきては、その材料の收得及整理に關し、特別考察を見ることなかるべし、それは當該材料を一次的に取扱ふべき、統計學の他の部門に於て、究むべき所なればな

り、唯此規則の一例外は、個別の問題に關し、又一次的道德統計の範圍に入るることなかるべき視取につき、特に道德統計上の利益に鑑み、材料蒐集を特に擴張する際に之を見る、人口統計の範圍に之が一例を求めんが、伯林の市統計が、再婚者の無配偶持續期間、離婚者の戻り縁につき、遂げたる特別調査を擧げ得べし。

一次的道德統計論の材料收得に關しては、大體に行政の文書材料を、統計的認識のために利用すること問題となるべきや、概して道德統計的研究を遂げ得べき、社會大量の本質に本づく所なり。之につきても第一次に考察さるべきは、國家行政の文書材料たり、次には自治行政の文書材料たり、第三次には公私的聯合體及協會經理の文書材料たり。

右文書材料の統計的利用は、技術上よりせんか、或は(1)確認されたる特殊の事實を、整理樣式に適ふが如く調製されたる一帳簿 (假令は伊太利の刑事統計日録 *registri somalieri*) に、單純に繼續的に書寫すことにより行はれ、或は(2)統計上意義ある事實を、具體的個別的性質を帶べる、統計的査察樣式に採萃し、集成することにより行はる。一次的換言すれば特に道德統計的たりとすべき査察にありても、全然複製統計に屬し、詳言すれば文書中既に確かめらるゝことを、利用することに關し、別に一般に關係ある個人に發問することなきを以て、個別票を使用するため、本來の一條件は始めより備はれりとすべし、詳言せんか個別票法の取扱は、特に全國人口實査の際に

於けるが如く、多數公衆を相手とする調査にありては、時として重大の困難を告ぐべきも、道德統計上問題たるべき、吏員及書記によりては、躊躇せずして希望さるべきを以てなり、されど後に至り電氣集計機による計上を遂ぐべきこと、豫定せらるゝ際には、道德統計にありても亦文書材料集成のため、個別票を捨て、一應目錄票を選ぶことゝすべきなり、諸文明國統計事務の現況よりせんか、材料整理上舊式の劃線法によることは、道德統計にありても、今日は例外の場合に限り正當とすべし、即ち數字表極めて單純なる場合、又は特別事情の下數字表の分類夥しき際に然り、電氣計上によることは、道德統計的查察様式整理の範圍に於ても、今日尙微々たりとすべき所なるが、かゝる計上法によらざる場合、個別查察票を言下に計上用票として使用するか、或は統計的本源記事を含める、目錄票又は帳簿に本づき、計上の目的上計箋を作成することゝす。

最後に統計的に査定せるものを、常例、常理及因果態認識のために、學問的に利用すべき最終手續に關しては、學理方面に於ける統計的研究の展開につき、一般に則るべきもの、此範圍に於ても應用さるべきは自明なり、從ひて觀察せる結果の總括的表章及供覽につきても、道德統計の結果を、特に社會生活の常理立定の目的上、學問的に利用し盡すの最終問題につきても、一般統計學理上一般的に當該問題につき、説かるゝ所に據ることゝなし得べし、(社會統計論綱二六四頁以下)

及三八九頁以下参照) 而も亦道德統計は人の意志及行爲に關係する所多きがために、Lexis の如きはこの點に重きを置き、論文道德統計論(前出)中特殊の解釋を與へたり、その所説は統計解析の目的上、一面の道理を精説せるものとして、一般に重んぜらるゝ所なるのみならず、數理統計への接觸にも説き及ぼせるを以て、後に明かにすべきが如く、別に尙評論を挿むべきものもあるも、先づその所説を紹介することゝすべし。

道德統計上意義ある一切の事實は、人の意志により左右せられ、その意志は一の動機之に加へらるゝ際に限りて働くべく、動機の發動を見るがためには、又一の機會又は緣由を要す、されど人の内心に於て、かゝる一動機働ける際にも、之のみにては決して事實上常に、問題となれる行爲又は不作爲に、出づるの決心を見るべしとするを得ず、寧ろ可能的には反對動機のため、他の意味に於ける一決心を見ることあり、されば道德統計論の大職分とすべきは、元來道德上意義あり、又統計にとり得べき、行爲又は不作爲に出づるの機會、緣由又は誘惑を、可能的に發見すべき一特定範圍の人々中、幾何の人々が特定期間中に、事實上その行爲又は不作爲に出づるかを、明かにすることに存せん、されど實際にありてはかゝる範圍を、決して明確に限定するを得ず、寧ろ大多數の場合には、問題の行爲(不作爲につきては以下不問に付せんと欲す)に出づるの可能又は機會を、疑ひもなく有し得ざる、人々の階級を取り分くることにて、満足するの外なし、さればと

て殘餘の人々の全部は、當面の問題となせる意義により、純一性を有すべき域を、去ること遠きを通例とするや謂ふ迄もなし、寧ろそは當該行爲に出づるの蓋然數上、殆んど皆無となし得べき極微小數より、一最大小數に至る迄、幾多の等級を示すべき、諸群より組成せらる、而してかゝる諸群を研究するためには、別に尙細別のための諸特徴を借るの要あるべし、唯之につきては素より確定の規則によるべしとするを得ず、寧ろ試験的に又推測に従ひて、處置し得るのみなり。

今例を私生に借りて考察せんか、こは母の過失に關するを以て、考察さるべきものは出生者の數に非ずして、私生分娩の數にあり、然るに有夫の婦人、並に尙一定年齢限に達せざる婦人、及他の一定年齢限を越したる婦人は、何れにしても總婦人中より、取除けらるべし、而してこの兩年齢限を定むるにつきても、既にその研究上多少の專斷を挿むの要あり、されど右兩限界内に含まるゝ廣き範圍に於ても、私生分娩の蓋然數極めて區々なるものあるべきは明かなり、従ひて一般に無配偶婦人の年齢により、多くの細別を設け、かくて同一齡級別私生分娩數に、之を對比せしむるを要す、歐洲諸國にありてもこの研究目的上、必要を告ぐべき調査は、從來都市統計に於てのみ備はれり、假令ば一九〇六年中伯林に於ける私生は、死産を合算して九、九〇一あり（覆産ありしたため同年分娩數より、約一步多し）之を母の年齢により分てば、十五歳以下四、十五乃至二十歳二〇

七〇、二十乃至二十五歳四五三六、二十五乃至三十歳一九三五、三十乃至三十五歳七六七、三十五乃至四十歳三八八、四十乃至四十五歳一〇四、四十五乃至五十歳一一、その外八四は年齢不詳なりき、今是等の數をその歳の初めに於ける、相當年齢級の無配偶女數にて除せんか、當該年齢私生の統計的蓋然數として、素より全然精確とはなし兼ねども、實際の目的上足れりとすべき表明を得べし、されど又この蓋然數も依然として、混成的なるものに外ならず、その中には幾多細別の各個に、窺はるべき區々の個別蓋然數混和せらる、從ひて又更に細別研究の歩を進むるを要す、何れにしてもその目的上最も重要なもの、經濟事情及職業別による、類別研究に存するは、犯罪及自殺の統計的研究上、同様なると異らず、有福なる階級に屬し、兩親の保護下にあり、かくて經濟鬭争の渦中に投ずるの要なき娘は、自立すべく放遣されたる少女に比し、過ちに陥ゐるの危険法外に尠きは明かなり、後者は生活難と戦ひ、自から營利に當るの要あり、之がため又は不幸なる住居事情のため、仕事仲間の男その他の男子と、絶えず接觸すべし、かゝる勞働女による營利行爲の殊異は、此點に關係する所尠し、寧ろ全生活振りに大影響を及ぼすべき職業大別により、分てば足れり、假令ば農業勞働、工場勞働（男子と共同に働くもの又は然らざるもの）手工業經營、家内工業、商店賣子、家事使用人等の別は之なり、之と共に又賃銀額の多少は、大に關係あり、勞働女の經濟事情は、職業の種類によるよりも、之により左右さるゝこと多ければなり、

普國にありては私生の母につき、その職業別の調査あり、之によるに家事使用人は、過ちの危険に曝さるゝこと最も多し、假令ば一八八九年内九〇、四二三の私生中、四九、三六四は此階級の母（産婦を含む）に屬したり、而して一八八二年の職業調査によれば、普國に於ける家事女使用人は、八五五、四二五を示せるを以て、是等の婦人に關する私生分娩の蓋然數は、一年内に於て少くとも〇・〇五なるを見る、而して各家事女使用人は、普通に多年を通じ、處らくは十年に亘りて、この危険に曝さる、假りにこの蓋然數を、特に二十乃至二十五歳の者につき算定せんか、その數は著しく高かるべし、伯林にありては私生の子六、三二七人の母中、人身的奉仕に従事せるもの二、一四六、着物製造業及洗淨業（從ひて大部分裁縫女及洗濯女として）一七二〇、商業（從ひて大部分は商店賣子として）一四五、飲食店（從ひて多くは女給仕入として）七三、藝術及學問（從ひて女優、歌ひ女、踊り子として）五三、その他の諸業三四、職業不詳の女労働者一五九七人なりき、巴里に於ける事情も同様なりき、假令ば一八八九年巴里の養育院にて、分娩せる私生の母五、四三三中、一、七五三は家事使用人、三六〇は炊事婦、一〇一は小間使、一六四は給仕女たり、從ひて二、三七八人は家事的勤勞に服せり、その外一、一一六は諸種の裁縫女（その中には襦衣、コルセット、胸衣仕立女、裁物職等を含む）二八八の洗濯女、二七一の飾物商、組絲職人、造花職、刺繡女、編物細工女、一一六の商業手傳及賣子、五三二の日傭女なりき、その以外に於て大部分を占むる者も、女労働者たり、女藝術家は

一七、女教員は二一、政府の役人(郵便局)は二、女學生は二に過ぎず、無業は五六ありき、私生の母の受くる賃銀、又は所得事情に關する統計的總括は、未來の開拓を待てる事項たり、私生の地理的分布も亦之を問ふべく、經濟事情、信教、血統、傳習的道德觀等に於ける諸相違は、種々之に隨伴す、普國にありては總出生數に對する、私生の百分比一八八一乃至八八年の平均によれば、全國として八・一たりしも、東普一〇・七 西普八・六 市區伯林一三・六 ブランデンブルグ一〇・六 ポムメルン一〇・九 ポーゼン六・九 シュレージエン一〇・七 ザクセン九・六 シュレスウイヒ・ホルスタイン九・三 ハンノーフェル六・八 ヘッセン五・七 ウェストファーレン二・八 ラインプロウインツ三・六 たりき、從ひて西部諸州にありては、私生子の出生を見ること、東部大工業に富める地方に於けるよりも、比較的著しく少く、中にもラインランド及ウエストファーレンは、此點に就き最も良好なり、こは部分的には是等二州に、加特力教勢力あること、關係あり、全國としての私生率、新教徒たる母にありては、一〇・三%たりしに、加特力教徒たる母にありては、六・五%に過ぎざればなり、されど又右二州に於ける私生率は、新教徒にありても亦甚だ低し、そは猶太民族に於ける私生數尠きの事實と同様、經濟事情が決定的元素をなすことを、重ねて又反映するものなり。

凡て道德統計的研究上、前例その他之と同様なる一切の事例に於て、諸特徴の多數を組合はす

ことにより、可なり具體的に限定されし諸群を構成し、是等につき當該事例生起の、統計的蓋然數を算定することゝすべし、次にこの蓋然數は如何なる事情により、その最高數に引上げられ、又是等事情の變化により、如何に益々低下するかを、觀察することゝなし得べし、要するに道德統計の研究にありては、常に同一行爲を行へる人々の數を、かゝる人々を生むべき一全體として、決定的に限定されたるものと、比較することを心掛くべし、されど實際上多くはかゝる限定を明確に遂ぐるを得ず、上に示せるが如き仕方により、かゝる比例の近眞値を、收め得るに過ぎざるべし、實際上かゝる限定を遂ぐるの材料不備なるため、かゝる比例の基礎として、全人口又は男女何れか一方の總數を、採ることに満足するの要あること多し。

上述の如き仕方により、道德上意義ある一事件に關し、一定期間即ち通常は一曆年内に於て、適當に限定されたる諸人口群中に、示さるゝ蓋然數を確かめたりとせんか、次に殘さるゝ重要問題として、究明されたる右の比例數は、時の經過に伴ひ、多少の常例を示すや、大動搖又は特定方向への永續的變化を、示すやを問ふべし、この意味により凡ての諸群を、研究するは必要ならず、割合に該括的なる研究手續にて足れりとす、即ち特色ある總事情を、多年に亘りて尋ぬることゝすべし、道德統計上のあらゆる蓋然率にありては、外觀上は變化を示すこと微小に過ぎずとも、蓋然數理上の分配例に訴へて判斷するときは、可なり安定性を缺くを見る、從ひて又是

等の經驗的比例數にありては、幾多偶然原因の影響たる、定型排列系統の擾亂を伴ふべき、數學的一恒同蓋然數を、決して窺はしむることなし、寧ろその根本に可變の諸蓋然數あり、而してその變化につき原因を明かにし得ることありとしても、それは偶然原因によりて惹起さるとなし得べし。されどその経過系列が、定期回歸的動搖を示し、又は相續ける多數項上、鮮明に窺ひ得べき昇降を示すときは、之を以て偶然的擾亂に基づくものとするを得ず、寧ろ時間的に關聯してその影響を及ぼすべき、原因によりてのみ惹起さるとすべきや當然なり、このことたる特定の一方向に、進み行くべき變動にありては、一層強く説き得べき所なり。素より一統計々數の變動上、引續き遞降又は遞昇するに當り、何れの場合にも何等の疑なく之を特定の一原因に、歸し得べしとするを得ず、假令ば自殺は數十年來、諾威以外の諸國に於ては、凡て増加したり、而して右増進の勢は、人口に比較せる比例數にありては、一層鮮明に窺はるゝ所なるが、之が理由釋明の目的上、吾人は一般論的に軌近生活の煩瑣、刺戟及諸困難を、増せるによると指示し得るに過ぎず、されど之がために明細なる因果關係、立證されたりとするを得ず、離婚も亦殆んど一切の國に於て、人口増加の勢に勝れる、大増加を引續き示すを見る、而して J. Bertillon, *Le divorce et la séparation de corps*, Journ. de la Soc. statistique de Paris, 1884 は離婚と自殺との間に存在する、固有の並行關係につき、注意する所ありき、即ち氏は七〇年代以後の統計資料に本づき、諸國を

自殺小率なるもの、中率なるもの、大率なるものに分ち、更に離婚率の多少により、同様等級を分てるに、二者可なりよく一致することを發見せり、即ち假令ば年平均上、人口百萬に付自殺數、及現存夫婦十萬組に付離婚又は寢食別離は左の如し。

	自殺		離婚		自殺		離婚	
	自	他	自	他	自	他	自	他
英	六八	六	和	三・五・五	二八	二	二	二
諾	七三	二・五	巴	一五七	三二	三	三	三
伊	三一	一三	ウ	一六二	三八	三	三	三
瑞	八一	二七	錯	二九	一四五	一	一	一
佛	一五〇	三〇	丁	二五八	一七四	一	一	一
白	六八・五	二三	瑞	二二六	二六二	一	一	一

右自殺及離婚間の平行關係は、素より右二現象間に、直接因果關係あるによるとすべきに非ず、寧ろ特殊の原因が、同時に諸種の現象に、助勢的又は阻碍的影響を、及ぼすべき場合の一例をなすに過ぎず、假令ば溺酒は自殺並に離婚の、増進を助くべきや疑を容れず。されど又他の場合にありては、二計數系列の並行的變動を察し、之が事由を一の直接因果關係に歸し得べし、特に自殺並に財産に關する犯罪にありては、經濟の消長を示すべき幾多標準との間に、かゝる關係あるを見る、必要生存資料の代價は、屢かゝる標準として採用せらるゝも、この標準は不確實な

るを、示すこと珍しからず、蓋し穀價の騰貴ありても、之と同時に事業活躍し、その結果貸銀も高きこと、あり得べきを以てなり。

以上は Lewis の所説なるが、v. Mayr はその説を評し、論者は道德統計論の學問的結果評價上、その結果の意義及價値に關し、統計學の他の部門の成果、特に人口統計論の成績に比して、劣れりとするの印象を貽さしむるが如き、一見解を吐露すとせり、そは即ち道德統計の研究上、「常に同一行爲を行へる人々の數を、かゝる人々を生むべき一全體として、決定的に限定されたるものと、比較す」ることを期すべきも、實際上多くはかゝる比例の近眞値を、收め得るに過ぎずとせる點に關す。以下その評論を骨子として説く所あらんか、右の所説に對しては、先づ特定行爲又は不作爲に出づるの、原則的可能存在すべき大量を、無條件に限定し得べきことあるは素よりなり、その以上に一定の場合には、別に尙特別の機會、緣由又は誘惑に遭遇すべき群を形成することも、全く不可能とはせざるに拘はらず、論者は之を形成するの要なしとすることを注意すべし、その外注目すべきは、道德統計論上の手入を加ふべき材料につき、右の如く個別事例を生み出すべき基本の全體として、比較的具體的に限定されたるものと、實際生起せる事例數との比例、又は Lewis の所謂一次的蓋然數を明かにすることが、道德統計論の大職分たらずして、寧ろその大職分の一たることなり、その外二次的蓋然數、詳言すれば實際に遭遇されたる事

件が、特殊の一特色を有することに關する、蓋然數を明かにすることも有益たり得べきは、Lexisも之を承認す、假令は自殺の男女別は、歐米諸國に於て女一對男三乃至五の割合なるに、本邦の特色を示すべき女四對男六の蓋然數は、かゝる二次的蓋然數にして、その特色ある割合以上には、尙何事も知らしむることなし。次に一次的蓋然數と近眞的比例關係を、有するに過ぎざる比例も、算定さるゝこと稀なりとせざることも、Lexisの承認せる所なり、假令は離婚の頻繁度數は、屢々年々の離婚數と、同年内婚姻數との比により示さる、兩數の間に何等かの密接なる關係、全く存せずと雖も尙然り、こは年々結ばるゝ婚姻數を以て、素より粗大ながら同時に現存せる夫婦組數、換言すれば離婚蓋然數の固有基數に對し、比例的近眞値となし得べく、從ひて右の比例も、亦離婚蓋然數に幾分か比例的なりと、なし得べきがためなり、素よりかゝる比例は、あらゆる關係上停滯的なる一人口を假定とする際、蓋然値としての直接意義を收め得べし。その外又 Lexisは道德統計的社會大量、及比較のために引ける基本大量に、相當の分類を施すことにより、一次的蓋然數究明の途も、亦開かれ得べきことを適切に示せり、事實上道德統計論が此點に於て、人口統計論と區別さるゝ所ありとせしめても、そは精々人口統計論に於ける個別の問題解決のため（假令は年齢別死亡律度の研究）實際上右の分類を一層詳しき程度に及ぼすことに存す、されど又人口統計論の他の問題、假令は職業別死亡狀況の統計、一層鮮明に罹病統計につきては、具體的動

大量及之に相應すべき基本靜大量を、確認するの條件を充たし兼ねること、道德統計論に於ける
と毫も異らず。

その外道德統計論は、決して前記の意味に於ける、一次的蓋然數を抽出すること丈けに、その
本分を盡さるゝことなきを注意すべし、一面一行爲につき責任ある者、又は(責任ある者と然らざる者
とを、分つは不定なるを以て)一行爲を行ふことにつき客觀的に能力ある者が、如何なる相對的度合に
より、實際上その行爲を履行するかを示すことは、決して道德統計論の固有職分に非ると共に、
他面統計學の一部門としての道德統計論の全職分は、右の任務以上に廣く及ぼさる、即ちその統
計論上統計的認識の、全成果を説明すべく、而してその道德統計論に採り入るべき、諸範圍の限
界内に於ける觀察及整理の手續は、之が基本をなす、特にその研究上前記比例のみならず、絶對
數も亦問はれ、又諸比例につきてはその比例算出上、主觀的責任の程度を、明かにすることを目
指すべきものに限られず、即ち國民の累繼又は慶福を問ふべき、他の比例も亦問はるべき資格あ
り、實際上非行により脅かさるゝ全人口と、犯罪行爲との關係を問ふは、刑罰責任年齢に達せる
人の總數、及その諸細別群と非行者との關係比例を、尋ねると同様に正當なり。

關係比例の外類別比例も、恰も亦道德統計論の範圍に於て、重大の意義あり、かゝる比例を問
ふも亦「有益」なることあるべしとし、幾分か添物的に之を認むるのみなりとせんか、之を尊重す

ること輕きに過ぐと謂ふべし、そは學問上完全に材料に通達するために、有益なるのみならず直接に必要なり、假令ば犯罪への傾きの大きは別とし、非行の主要方向別による犯罪現況、並に此點につき惹起さるゝ變化は、性、年齢特に又自殺の手段別による、自殺大量の現況同様學問上大に興味あり。

要するに道德統計論に於ても、學問上の個別問題は夥しく存す、之あるがために道德統計論の各編に於て惹起さるゝ、特殊の方法論及技術を説ける後を承け、道德統計論の學問的建設物を、完全に豊富ならしむべく、又統計學の他の部門特に人口統計論とも、完全に比肩せらるゝの觀あるを得べし。(未完)